

民間資金等活用事業推進委員会第 25 回総合部会（概要）

日 時：平成 20 年 11 月 21 日（金）13：00～15：00

会 場：中央合同庁舎第 4 号館共用第 3 特別会議室

出席者：山内部会長、前田部会長代理、高橋委員、宮本委員、
伊藤（源）専門委員、伊藤（陽）専門委員、今道専門委員、
小林専門委員、土屋専門委員、中島専門委員、美原専門委員

事務局：赤井民間資金等活用事業推進室長、稗田参事官、山本補佐

議事概要：

定足数に満たなかったため、検討会として開会したが、部会途中で定足数を超え、以後、正規の総合部会として議事が執り行われた。

（１）「PFI 事業契約に際しての基本的考え方とその解説（案）」及び「PFI 事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方（案）」について

事務局より、「契約の基本的考え方（案）」の 任意解除、 紛争解決、 法令変更に関する主要な論点について説明。委員からの主要な意見は以下のとおり。

【任意解除一般について】

・（A 専門委員）資料 1 において、公的主体の権限に一定の制限をかけるという考え方が紹介されている。しかし、諸外国では、公的主体による任意解除権の発動について、基本的には制限をかけていない。その代わり補償の在り方、補償の範囲の取り方によってバランスを取っている。

・（B 委員）請負でも委託でも発注者は自由に解約できるはず。その代わり、損害賠償は必要。期待されたリターンがきちっと返ってくるのであれば、行政の解除権が縛られるというのはおかしい。

・（C 委員）「理由の如何を問わず」という表現では、気に入らないから勝手に解除できることになる。しかし、その場合でも、基本的には公共目的でやっているという前提の上、恣意的に解除するというわけではないと理解するべき。また、明確な理由があって任意解除を行う場合、解除した後の期間の利益を補償する必要はない。将来の利益というとき、資本調達コスト、リスクプレミアム及び特別な貢献（例えば特許など）が構成要素となりうる。解除した後はリスクをとらないのであるから、リスクプレミアム分について得べかりし利益を補償する必要はない。

・（B 委員）理由は問わないと規定されてあっても、実際に契約を解除する場合、損害賠償の予算を取るのに、明確な理由がないと議会で通らない。

・（A 専門委員）逸失利益を補償しないとした場合、例えば完工後直ちに契約解除して、ただで安く施設をとるモラルハザードもありえる。

・（C 委員）議論の進め方上、契約に至るまでの変更と契約締結後の変更とで分けて議論をしたほうが良い。

・（部会長）今の段階では、事業契約締結後の話で限定するという事。

【情報開示について】

・(A 専門委員) 情報公開の問題について意見を伺いたい。例えば、公的主体が何らかの支払いを行う場合、算定の基準、判断基準等明確な根拠がなければ、当然議会で説明できない。しかし、現実には、守秘義務等さまざまな名目のもと、何ら情報開示がなされていない。これでは、契約解除をして民間事業者に補償額を支払うというのは極めて難しい。

・(B 委員) 性能発注、ユニタリーペイメントの観点では、SPCのコスト構造というのは伏せておいたほうが良いとの考えもある一方、契約変更の際にはコスト構造の中身がわかる必要がある。また、その観点から、資金の調達コストがどうなっているのかについて、SPCと公共とで共有することまではできるかもしれないが、公表するとなるとこれまでのやり方と異なる。また、調達コストを表に出すということは、SPCもしくは代表企業のノウハウを全部出してしまうことになるので難しい。

・(A 専門委員) しかし、将来、地方公共団体の長が情報公開に関する住民訴訟等々で苦しめられている可能性もある。

・(C 委員) 公共の目的のために事業を行っている以上、デットで調達している場合、民間のノウハウだと言い切って隠すというのは理不尽だと思う。100%エクイティなら、非公表にも言いようがあるかもしれないが。また、最終的にリスクを負担すべき管理者側が、融資契約を知らなくていいというのは、それ自体リスクだと思う。金利条件、担保条件等は、当然管理者側が知るべきこと。

・(A 専門委員) 例えば債務不履行事由に対応するためには、知っていなければいけない。また、公共の目的でこの契約を任意解除したいときに、解除の際に支払う補償額を想定できずに解除の判断はできないだろう。住民との間のことはよくわかるが、最低知るべきところは知らなければ。

・(B 委員) 公共とSPCとの間でのみ開示されるのであれば、ある程度耐えられると思う。融資契約の債務不履行事由に関しては、一般的には公表していない。それは直接協定を結んだときに要求されるかどうかの問題。

・(E 専門委員) 個別のすべての融資契約の開示については問題があるだろうが、主要ポイントについての開示というのは、そんなに問題ないと思う。スワップ、解約コストについては説明できるだろう。銀行として清々と開示する。

・(A 専門委員) それであれば住民訴訟に対応できるかもしれない。

・(C 委員) 複数の事業者が競争して、複数の金融機関が参加してくるマーケットベースであるということであれば、ことさらにノウハウだといって隠すこともない。

・(B 委員) 本来公共とSPCの間では性能発注で行われるが、今、PFIで怖いのは、契約を締結する時点でSPCがゼネコン等と協議してできた仕様書の概要に引きずられて自由度がきかなくなること。もう一つは、契約の中身を全部オープンにし、それに縛られて自由度がきかなくなること。したがって、契約の解除または変更のときには、コストベースがわかるようにしておく一方で、契約のしなやかさ、柔軟さを失わず、状況に合わせて契約内容を変えていけるということを担保することが大切。

・(D 専門委員) 公共から要求されている性能が満たされるよう、SPCが業者に発注する仕様を途中で変更できるような柔軟性を持たせておけばよい。

・(B 委員) 今回の議論の全体を貫いているのは、性能発注とSPCから出していく仕様との平仄をどう合わせるのかという問題。将来事業環境が変化したとき、それに合わせて仕様を変えていかないとだめ。そのとき、仕様を持つ重さをどう捉えるかという問題。

・(D 専門委員) 損害賠償を請求するからには、それをきちんと証明する必要がある。それを開示するのは当然。ただ、開示の相手先というのは、あくまでも契約当事者に限られる。それ以外に見せるような場合には、コストの秘匿、ノウハウの流出という点では配慮していただく場面が出てくるのではないかと。

・(B委員)今、実務的には全部地方自治体に渡しているケースと、ほとんど渡していないケースがある。議会に対してユニタリーペイメントを主張し、絶対に金額を言わない地方自治体もあれば、開示する地方自治体もある。

【財務モデルについて】

- ・(C委員)財務モデルについて今まで損害賠償等の議論の前提として来なかったが、このまま文章として出してよいものか。
- ・(A専門委員)パブコメを見ていると、どうもかなり誤解がある。財務モデルはあくまでも一定の目的を達成するためのツールとして前提条件をかためているだけ。
- ・(C委員)事業計画というのは、将来を約束したものでない。しかし、将来の見通しが大事であるから、一定の前提条件を定めて、売上、利益はこういうのが予想されるということを示している。PFIでも、財務モデルは参考にはなるだろう。
- ・(A専門委員)ユニタリーペイメントにおいては財務モデルが有効。通常外国では、タリフジェネレーションモデルという料金、対価を計算する経済モデルを作る。日本みたいに施設整備と運営費とが完全に分かれているケースというのは、単に財務モデルを追求することと構成要素を明確にするのと同じ。適用のあり方を正確に理解しないといけない。
- ・(C委員)いろいろと変動があったとき、財務モデルをどのように位置付けるべきか。私は、財務モデルは約束されたものではなく、固定的な性質のものではないとは思っている。しかし、長期的な見通しをたてるための財務モデルというのは有効。
- ・(部会長)誤解がないようにきちん書いておく。

【委託先への補償について】

- ・(C委員)参考資料 37 ページに「委託先への補償」という条項があるが、多分この対応は、実際の事業者の能力如何で違ってくるだろう。
- ・(B委員)実務的には、6カ月の事前の通知で解約できるようにしておくこととしている。委託先の補償というのはあり得ない。
- ・(A専門委員)それは適切な考え。
- ・(D専門委員)事前の通知や解除規定を入れることで、民間側も対応している。ただ、業務の内容によっては、初期投資が伴う部分もある。それは補償しないといけない。

状況変化に対応した柔軟なサービス内容・サービス対価の変更について

資料2、資料5を中心に議論を行った。委員からの主要な意見は以下のとおり。

- ・(C委員)資料2についてコメントをしたい。
 - ・そもそもの基本は「リスクを管理できる者が、よりよく管理できる者がリスクを請け負うべき」ということ。PFI事業として運営を任せる以上、運営の責任は民間事業者が負うべき。民間事業者がリスクを受けられないから、自動的に管理者等が受けるべきという議論もあるが、これはちょっと筋違い。
 - ・契約時点から竣工にいたるまでの「通常」の範囲内のインフレは選定事業者が担うべき。実際に調達するまでのファイナンス未実現のリスクについても、あくまで民間事業者が負担すべき。ただ、5年10年たって、金融市場構造が当初想定から大きく逸脱してしまう場合には、民間事業者が対応しかねるようなこともないわけじゃない。
- ・(A専門委員)特例の場合に、いわゆる施設整備費用を見直すことについては、反対ではない。あくまでも例外の中において認める。全体スライドとか単品スライドという言葉

使わず、原則では留意事項を述べるだけでよい。

・(D専門委員)大きな基本のところでは隔たりがあるとは思っていない。議論を明確にするために、前提として、急激で著しく、かつ、予測不能な物価上昇等について物価スライドを検討すべきではないかというのが私の基本的な立場。官民が協力して事業を推進する上でリスクと対価のバランスがとれ、民間ビジネスが成り立つことが必要。

次回の総合部会において、これまでの議論を踏まえた取りまとめ案を事務局より提出することとされた。

以上

[問合せ先]

内閣府 民間資金等活用事業推進室

TEL. 03-3581-9680,9681